

# 平成28年9月定例会 常任委員会

## 企画環境委員会

委員長名	山田平四郎
委員会開催日	平成28年10月6日(木)、7日(金)
所属委員	〔副委員長〕 宮川政夫 〔委員〕 橋本徹 小林昭一 高野光二 古市三久 高橋秀樹 吉田栄光 神山悦子 青木稔



山田平四郎委員長

(1) 知事提出議案：可 決…2件

[※知事提出議案はこちら \[PDF\]](#)

(2) 議員提出議案：可 決…5件

[※議員提出議案はこちら \[PDF\]](#)

(3) 請 願：採 択…1件

[※請願はこちら](#)

## (10月 6日(木) 生活環境部)

神山悦子委員

まず、生5ページの除染推進費について、国から10分の10の交付金が来て、基金に積み立てて実施するので使い勝手もよいと思う。これまでもフォローアップ除染や森林・里山除染への対応が課題になっていたが、これらは基金の対象に含まれるのか。

除染対策課長

除染については、国からの補助金を除染対策基金に積み立て、それを財源に放射性物質汚染対処特措法に基づく除染に要する経費等に充当する流れになっている。対象事業については、市町村が策定した除染実施計画に基づき実施した経費に対して支弁するので、市町村が実施する住宅や公共施設、農地、森林の除染が対象になる。

なお、除染の範囲については、特措法や除染関係ガイドライン等で決められた範囲内で対処したものが基金の対象になる。

神山悦子委員

それは当然で、私もそう思っている。この間、住民から避難区域以外のホットスポットの再除染や対象をさらに広げられないか等の話があった。住宅から20mの範囲だけではなくもう少しやってほしいとの声もあるが、対象にはならないのか。

除染対策課長

先ほど答弁したとおり、除染関係ガイドライン等の基準に合致したフォローアップ除染であれば、基金の対象に含まれる。

神山悦子委員

その判断は市町村に任せるのか。

除染対策課長

フォローアップ除染については、昨年12月の環境回復検討会において国から実施基準の考え方が示された。効果が維持されていない場所が確認された場合、合理性や実施可能性を個別に判断し、最終的に国と協議して実施していく。

神山悦子委員

国がよいと言えばやるが、国がだめと言えばできないように聞こえる。安心できる環境を取り戻すことについて今までいろいろと意見があって、このように基金もとったので、市町村の判断でやって構わないと言ったほうがよいのではないか。帰還して安心して生活できる方向性を示す上で県のリーダーシップが必要と思うが、どうか。

環境回復推進監

委員指摘のとおり、福島安全等を回復するためには、除染は必要だと考えている。フォローアップ除染に関しては、面的除染の効果が維持されていない個別の状況はあるが、現在の基金の筋立てでは、ガイドラインに含まれている部分は当然できる。ガイドラインに含まれていない部分についても必要ところは除染の対象としなければならないので、国と協議して必要な除染を実施していくことになっている。状況に応じて必要な除染をするために、国では市町村と個別協議をして対応しているが、県としても、ある程度知見が集まった部分については、ガイドラインにそれを盛り込んで協議なく進められるようにしてほしいと機会をつくって繰り返し述べている。

基金はあくまで公金なので使い方にはルールがあり、それがガイドラインであると認識しているが、現状に合わなければ、市町村の求めに応じて柔軟に対応できるようにする方向で国と協議を続けている。

神山悦子委員

了解した。市町村個別の事案についても、県が間に入っていると協議をしてほしい。

次に、部長から説明があった道路側溝堆積物の処理に関連して、この後の一般的事項の際に質問しても構わないが、河川の堆砂除去は除染の対象とはならないのか。

山田平四郎委員長

神山委員に述べる。現在は、議案に対する質疑を行っているので、部長説明に対する質問は一般的事項の際に質問願う。

神山悦子委員

「道路側溝堆積物の処理については、道路を管理する県や市町村が事業主体となって堆積物を処理する。」との記載に関連すると思ったので、一般的事項の際に質問すべきものなのかも含め確認したい。この中には含まれないのか。

除染対策課長

委員から質問があった部分については、予算には含まれていない。

神山悦子委員

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、亜鉛含有量の排水基準の経過措置の期限を延長するとの説明があったが、経過や趣旨、延長する理由を説明願う。

部参事兼水・大気環境課長

今回提案した条例改正の概要については、この条例はいわゆる上乘せ条例で法律よりも厳しい基準を定めており、水質汚濁防止法で定める基準よりも工場または事業所の排水に係る亜鉛含有量の規制を厳しく定めている。亜鉛については、電気メッキ業等の業種において代替素材がない特殊性や比較的大規模な排水処理施設の確保の困難性等から、暫定基準値を定めている。

条例では排水10当たりの基準値を4mgから2mgに厳しくしたが、小さなメッキ工場では基準をクリアするために、施設をある程度大きくしたり改造したりする必要があり、厳しくした数値にすぐに対応できないので、現在10当たり4mgの暫定基準値を設けている。その適用期限が12月10日までとなっているが、まだクリアできない部分がある。また、この問題は国全体の問題にもなっていてメッキ業界ではさまざまな技術的対応を模索しているので、暫定基準値を5年間延長するものである。

なお、暫定期間中に本則の2mgに対応できるよう事業所に施設の改造等を継続して指導していく。

神山悦子委員

町工場のようなところがたくさんあるとのことだが、県内にはどの程度あるのか。

部参事兼水・大気環境課長

水質汚濁防止法上の届出施設は約8,000あり、そのうち規制に係るものが1,500程度である。メッキには亜鉛だけではなくさまざまなものがあるが、そのうち亜鉛メッキを取り扱っているものが26事業所である。

高野光二委員

生4ページの鳥獣被害対策強化事業には、ツキノワグマやイノシシを捕獲する予算が計上され、地理的情報システムも含めて取り組むとのことであるが、野生化した鳥獣の捕獲は大変困難である。以前、奥会津では国が鹿の捕獲事業を予算化したものの、なかなか成果が上がらなかった。

今回は、地理的情報システムを含めた捕獲のモデル事業で、新しい取り組みと捉えれば、何を参考に、またどのような実績から、この事業の効果を認めて取り組むこととしたのか。

自然保護課長

鹿やイノシシ、熊対策はいろいろ実施しているが、今回予算を計上した事業はイノシシ対策である。情報通信技術が進んでいるので、7月からGIS（地理情報システム）を使ってイノシシの痕跡を地図情報に落とし、その情報を分析して集中的、効果的に捕獲する実証モデル事業を実施している。楢葉町のJヴィレッジ周辺で実施しているが、地元の市町村や猟友会等から痕跡情報の提供を受け、3日間で約60カ所の新たな情報が収集された。その情報をもとに、群れ単位で一括して捕獲するため、9月20日ごろに約3㎡の大型の囲いわなを設置して状況を確認している。実際に4頭の親子の群れが4回ほどわなの入り口まで来て餌を食べたが、学習してまだわなの中の餌は食べていない。現在はならし期間で、実際にわなに入れば、一括して捕獲できる。この結果や効果を検証し、今回の9月補正では4カ所拡大する予算を計上している。

高野光二委員

学習してわなに入りにくいイノシシになったと思う。人の行き来がない地域であれば、においを感知せずに走り回ったりするが、人の出入りがある地域では非常に警戒する。わなも効果はあると思うが、直接撃ち取るほうが効果があると思う。夜間の猟は完全に禁止されているが、現在は夜間でも見えるシステムがあるので、さまざまな試行をする中で、夜間のイノシシ捕獲についても、国と協議してみてもどうか。先ほどのわなの効果も期待しながら、さまざま方法を試してほしいが、どうか。

自然保護課長

昨年度に県の直接捕獲で猟友会に委託して約2,700頭を捕獲したが、そのうち約8割はわなで捕まえているとのことであった。委員指摘の夜間の銃については、国の規制が厳しいが、わなや銃等を含めて、より効果的に捕獲する方法を委託先の猟友会と協議していきたい。

古市三久委員

除染推進費の約3,800億円は、市町村除染対策支援事業と除染対策基金積立事業で2分の1ずつになっているが、その理由は何か。

除染対策課長

除染については、国の補助金を除染対策基金に積み立てるため、除染対策基金積立事業で積立を行っている。実際に市町村に交付するためには、基金から一般会計に繰り入れて歳出予算に計上する必要があり、市町村除染対策支援事業で市町村に交付するため同額となっている。

古市三久委員

次に、生4ページ、特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金の100億円は、富岡町と楡葉町にどのように配分されるのか。また、使用目的に制限はあるのか。

中間貯蔵施設対策室長

交付金の配分割合については、今回の補正予算の議決後、両町と協議し速やかに決定したい。

また、交付金の具体的な使途については、商業施設等の土地取得造成費や公共施設の運営等の国の制度では対応できない事業への充当や自由度の高いものにして、両町が地域振興に必要と考える町民に対するさまざまな支援事業や風評対策等に効果的かつしっかりと対応できる仕組みにしていきたいと考えているが、具体的には今後両町と協議していく。

古市三久委員

両町と協議して、一方には80億円を交付しもう一方は20億円で我慢してほしいとなるのか。あるいは富岡町に施設があるので、県では同町に多く出すのか。

中間貯蔵施設対策室長

交付金の配分割合の考え方については、特定廃棄物の埋立処分事業により、埋立処分や搬入路、楡葉町で計画している固化施設等の関連施設など、両町が受ける影響を初め町全体で交付金を使うので、人口や面積などの基礎的事象を総合的に勘案し、両町と協議して決定していく。

古市三久委員

この交付金は何に使ってもよいと聞こえるが、檜葉町では帰還に向けているいろいろな事業を行っている中で造成費が出ない等と言っている。全て自由度が高く使えるように検討してほしいが、どうか。

中間貯蔵施設対策室長

この交付金は、国の中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金や原子力災害からの福島復興交付金に基づいて設けられた中間貯蔵影響対策及び原子力災害復興基金を原資としている。原資が決まっているので、それに沿った形で両町と協議しながら、使い勝手のよいものになるようにしっかりと取り組んでいく。

神山悦子委員

私もこの100億円はどうなるのかと思っていた。富岡町に整備されるが、特に檜葉町では搬入、搬出の通り道になって、環境に対する影響を心配する声が多く上がっている。100億円の配分割合は最終的にどこが決めるのか。県が決めるのか。

中間貯蔵施設対策室長

交付金の配分割合については、先ほど答弁した考え方に基づいて県が2町に提案し、両町と協議の上決定する。

神山悦子委員

県が考え方を示すのであれば、この場で明らかにすることはできないのか。いつごろ明らかにするのか。

中間貯蔵施設対策室長

配分割合については、今定例会の議決後に速やかに決定したい。

吉田栄光委員

この100億円については、富岡町に既存の施設があって、今後、檜葉町に固形化減容施設ができると影響が予想される。町民にはさまざまな心配があると思うので、ある意味、町の考え方で実施されるべきものだと思っている。交付金なので、確たる財政事情を積み上げて両町に配分すべきである。

中間貯蔵施設への輸送もますます活発になっていくので、輸送の安全性や健全性を含めて県がしっかりとした考え方をもち、県民に説明できるようにしないと、自分のところも通るので同じくもらえるのかとなる。両町からは自由度が高いものにしてほしいといった要望があると思う。交付金なので財政事情に関するしっかりとした考え方があるべきだが、どうか。

生活環境部長

影響緩和交付金については、委員指摘のとおりだと思っている。この交付金は、昨年、施設の受け入れを判断してもらった際に、国等のさまざまな予算を使って支援をしても対応し切れない財政需要に対して県が独自に支援するため措置したものである。

配分の考え方については、室長が説明したとおり、基本的に、施設ができる等の基礎的な事象を県がしっかりと示した上で、議決後に速やかに各市町村と財政需要や使い方を協議し交付するスケジュールで取り組んでいきたい。

#### 自然保護課長

先ほど高野委員から質問があった鳥獣被害対策支援事業について追加して報告する。先ほどはイノシシを中心に説明したが、昨今ではツキノワグマが市街地に侵入してくるので、この予算には、市街地への侵入を防止するため、移動ルートと想定される河川の除草や伐木の予算も計上している。

#### 神山悦子委員

安達地区の仮設焼却炉をめぐる問題について、本会議では細かいところまで聞けなかったので質問する。

昨年、7,500件だったと思うが住民の署名が集められ、この場所につくらないでほしいとの要請があった。それから1年が経過し、今に至っているが、ほぼ同じ地域につくられることになった。500mしか離れていない食品加工場では約50人の従業員が働いているが、学校に納める食材等を扱っていて、風評被害で経営が困難になるのではと心配しており、保護者からも話が出ている。二本松市議会では、9月定例会で覚書で確認された安全対策等が盛り込まれた意見書が可決された。

部長から答弁があったように、今後、この地域の安全対策が必要で、県の目配りが必要になると思う。住民の合意がないまま建設を進めないようにする必要があると思うが、県の考えを尋ねる。

また、建設費用はどの程度になると聞いているのか。

#### 一般廃棄物課長

現在、県内各地で仮設焼却炉による処理が進められている。安達地方における仮設焼却炉については、住民の反対署名が多数あったが、安達地方の復興を図るため地元の二本松市長が苦渋の決断として受け入れを表明した。県としては、安全・安心を確保するため、国にしっかりと対応を求めていきたい。

また、仮設焼却施設の設計や建設費用については、二本松市長が受け入れを表明した段階なので、まだ具体的な話は進んでいないと聞いている。

#### 神山悦子委員

規模等は違うかもしれないが、県内各地につくられているものは約300億円だと聞いている。ある程度の計画はあると思うので、後で聞いて示してほしいが、どうか。

#### 一般廃棄物課長

安達地方の仮設焼却施設については、これから測量やボーリング等を行って設計に入るので、それを見なければ建設費用や諸経費は出せないと思われる。処理能力が1日200tの通常の仮設焼却施設であれば300億円前後かかることが多いが、今回の安達地方の施設については1日120tの処理能力で若干規模が小さいので、具体的な設計等を見ないと数字は出せないと思われる。

#### 神山悦子委員

いずれわかったら知らせてほしい。

原発事故をめぐる、いろいろと進まないことが多い。中間貯蔵施設では県は地権者との合意を丁寧やってきた。当事者と国であっても、住民の間にあつれきが生じないように丁寧な説明や、必要があれば代替案も考える等、県の立ち位置が問われると思うが、どうか。

#### 一般廃棄物課長

仮設焼却施設ができる前に、国と安達地方の組合で運営協議会を設置する予定となっている。県としては、その運営協議会に参画し、施設の建設や安全対策、運転関係全般の取り組みについて国に対応を求めていく。

#### 橋本徹委員

先日の報道で、JR東日本は夜ノ森駅のツツジを除染で伐採する方針を示したが、町からは大分反対意見が出た。それに対して県は町の意見と歩調を同じくすべきと思うが、どうか。

#### 環境回復推進監

委員指摘のとおり、先日、夜ノ森駅周辺のツツジが除染で伐採されるとの報道があった。夜ノ森のツツジは桜と同様に従来から名所として知られているので、できれば残してほしいといった住民の強い要望があることは承知している。

常磐線の除染は、軌道敷についてはJRが、それ以外の駅舎については環境省が行っている。県としては環境省に対して除染に伴う技術的な問題等がある分かは手を入れなければならないところを、地元の要望も入れながら、なるべく柔軟に対応するよう申し入れている。

#### 橋本徹委員

ぜひよろしく願う。

#### 神山悦子委員

道路側溝堆積物の取り扱いについて、除染とは別に国が財政支援するとの説明があった。要望で明らかになったとのことだが、具体的に実施することとなった場合、交付金の配分は除染対策課が取り扱うのか。

#### 環境回復推進監

先日の報道にもあったように、除染の対象とはならない道路側溝堆積物の処理については、従来より処理が滞っていたことを踏まえ、県では、ことし6月の政府予算対策や7月末の原子力災害からの福島復興再生協議会の中でも、国に対して強く処理を求めてきた。それに対して8月には自由民主党の復興加速化本部の第6次提言に盛り込まれ、9月30日にはようやく復興大臣から、県や市町村が行う側溝の土壌に関して、国が財政支援する枠組みが示された。

具体的には、道路の管理に属するものなので、道路を管理している県や市町村が事業主体となって堆積物を処理し、それに対して国は福島復興加速化交付金と震災復興特別交付税を組み合わせることで財政支援すると聞いている。財政支援の枠組みが示されたので、今後国と協議をしながら細部を詰めていかなければならない状況である。

#### 神山悦子委員

県の場合、道路の管理は土木部の所管になるが、この交付金は土木部の予算に入るのか。

#### 環境回復推進監

福島再生加速化交付金なので、国から直接、市町村や事業を行う県土木部に交付される。

#### 神山悦子委員

除染の対象にならないことは、これまでも報道があったが、 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以下のものが対象になると理解してよいか。また、県は道路側溝だけではなく河川の堆積物についても要望していたが、これも対象になるのか。

## 環境回復推進監

今回の枠組みは、除染計画を策定している市町村において除染の対象とはならない道路側溝堆積物の処理に対する財政支援であるので、除染の対象とならないものが対象になる。

次に、河川等については、この事業の対象にはならない。この事業の対象はあくまでも道路側溝堆積物である。

## 神山悦子委員

災害との関係で河川の堆積物についてもいろいろと言われているが、なかなか進まない。あわせて対象にしないと思うように進まなくなると思う。引き続き国に要望して、対象に含めるべきなので、要望する。

次に、COP21におけるパリ協定以降の地球温暖化との関係で、具体的に当部にかかわるものではないかもしれないが、イノベーション・コースト構想にも掲げられている広野町といわき市勿来地区のIGCCが来月着工されるとの報道があった。環境影響評価は国が行うようであるが、県民の環境にどのような影響があるのかの問題でもある。

IGCCとはいえLNGよりもCO<sub>2</sub>を排出する。原発に頼らない県と言いながら、再生可能エネルギーに進む手前で、国は必要な技術と位置づけたようであるが、地球温暖化との関係で、これが進められることを県の環境サイドとしてどのように考えているのか。

## 環境共生課長

委員指摘のIGCCの大型石炭火力発電所の件については、法律に基づく環境アセスメントを行っており、また、小規模な火力発電所についても、県が条例の対象として法律と同じようなアセスメントを行っている。その手続の中で、いずれの石炭火力発電所についてもCO<sub>2</sub>の排出削減に最大限努力するよう知事意見として述べている。県としては、このような案件が出た場合、最大限の努力をするよう引き続き事業者に対して意見を述べていく。

## 神山悦子委員

好間工業団地に計画されている小規模な石炭火力発電所について意見を述べたとのことであるが、CO<sub>2</sub>以外に重金属が排出される等と言われている。PM2.5等も心配されていて、私も現場を見たが、工業団地は山の高いところであって、そこから広まれば、あの辺の山間地域にどんどん広がる。しかも予定地と道路を挟んだ南側には仮設住宅がある。大熊町を含め帰還困難区域の住民がまだいることを考えれば、本当にそこにつくってよいのか。

県で意見をしたとしても今後どうなるのか心配であるが、具体的なスケジュールや計画等は把握しているのか。

## 環境共生課長

好間工業団地の小規模石炭火力発電所については、環境アセスメントの手続が終了し評価書が出されている。今後の手続としては、事業者から工事着手届が提出されることになるが、今のところ提出はされていない。

## 神山悦子委員

住民や地域の声を酌んでいく姿勢が必要だと思う。石炭火力発電所は、小規模といえども影響がないわけではなく立地的なことも含めて意見をしているので、当部には意見のとおりになるのか監視する役割があると思う。私はつくることに反対で、やらないほうがよいと思うので、環境影響評価に基づく監視を強めていくべきである。

次に、地球温暖化によるものだけではないと思うが、最近、災害や台風が多く、本県にも被害が発生し東北地方や北海道でも大変になっている。CO<sub>2</sub>の問題は、全体で考えていかなければならない問題で、本県も傍観者ではいられない。それを踏まえて、地球温暖化における国際的な対応でも、県はもっと明確に政策を打ち出していく必要がある。災害が頻繁に起きているので、地球温暖化対策でCO<sub>2</sub>を排出しないような対策を求めたいが、どうか。



#### 環境共生課長

地球温暖化については、昨年12月にパリ協定が締結され、近々発効すると報道されているが、本県としては、今年度、地域温暖化対策推進計画の改定作業を行っている。

昨年度に県が行った調査によると、今世紀末における県の平均気温は、削減努力をしない場合は5℃程度上がり、削減努力をした場合であっても2℃程度の上昇は避けられないとの結果が出ている。それを踏まえて改定計画では、温室効果ガス削減対策の拡充や農業や河川、土木、健康面でどのように対策していくかについて外部の専門家を交え検討している。

#### 神山悦子委員

県民へのアピールを含め、今後どのようなことを行うのか具体的に示してほしい。

次に、本会議でも質問した除染労働者の件で、県は、賃金は適正に支払われていると認識しているようであるが、報道では、昨年度に福島労働局がまとめたところによると、主な相談内容の多くは、賃金や休業手当、解雇予告の手続、労働条件の開示や割り増し賃金関係等とのことである。

九州から郡山市に引っ越してきた方から、3カ月も賃金が未払いのまま、請求しても会社から重機を壊した等の言いがかりをつけられて、国民健康保険の保険料が払えず、子供には予防接種を受けさせられず、生活に困っているとの相談が寄せられた。これは氷山の一角で、別な方からもそのような相談があって、収束していないことをしっかりと認識して対応しなければならないと思う。除染にこれだけの予算を使っているのに、そのあたりの認識が弱いと思うが、どうか。

#### 除染対策課長

除染作業員の賃金については、他の公共事業と同様に労働基準法等の関係法令のもと雇用主との雇用契約に基づき保護され支払われていると考えている。その中で、除染作業員から当課に賃金未払いの電話相談等があった場合には、まずは状況を聞き、状況に応じて労働基準法等の関係法令を所管する労働基準監督署や発注機関である市町村等に対して、可能なものは情報共有し適切に対応するようお願いしている。

今後もそれらを続けるとともに、注意喚起の部分では、労働基準監督署等から発表された報道等の内容について、関係市町村や建設業協会及び造園業協会等の関係団体に周知し適切に対応するようお願いしているので、引き続き実施していく。

#### 神山悦子委員

県が直接、除染事業にかかわっている部分もあるが、福島労働局のまとめでは、ことしの1～6月にかけて、県内の除染作業にかかわった271事業者で法令違反があったとのことである。県ではこれだけの予算を使って市町村除染を行っているのに、無視できない話である。もちろん国直轄除染で問題があれば、先ほど答弁があったようにつなぐと同時にしっかりと目配りをしなければならない。せっかく仕事で来たのに、賃金が支払われず、ずさんな除染をされては困る。きちんとした支払いをしてほしいので、よろしく願う。

#### 小林昭一委員

JR只見線について、部長の説明要旨にはさまざまなことが挙げられているが、最終的な目標は、只見線の復旧や地域振興につなげることである。県は市町村の鉄道復旧にかける思いにしっかりと応え、先頭に立ち後押しするものとする。副知事を先頭にさまざまな対応がとられているが、今後の見通しと12月定例会までのスケジュールを尋ねる。

#### 生活交通課長

只見線を活用した地域振興については、9月24日の只見線復興推進会議の検討会で、県と市町村で地域振興に向けたプ

プロジェクトを検討していくとの合意があった。具体的には県がリードして個別事業だけでなく只見線を活用した復興計画をつくるとされ、現在準備を行っている。

また、復旧のスケジュールについては、前回の検討会で、今後の復旧工法の見直しを含め復旧事業費の見通しを立て、J Rが提案しているバス転換と鉄道復旧に向けた上下分離方式の比較を詰めた。現在、検討会では、復旧の方向性について住民の意見を聞きながら、年内に方向性を出す準備を行っている。

#### 小林昭一委員

J Rからの上下分離方式やバス転換の話は住民の意見を誘導しているようにしかとれない。5年数カ月が経過して、85億円が100億円になったと数字を並べられ、上下分離方式やバス転換の話をされてもバスがよいとの話になり先が見えている。

先ほど述べたように、県は牽引役であり後押し役であることを考えれば、J Rや国に対して地域が置かれている現状を代弁すべきである。我々もしっかりと協力するが、地域の思いは、鉄道がない時点で前には戻らない。3年後には会津坂下駅まで、あるいは5年後には会津若松駅までとなってしまう気がする。県がしっかりと頑張ってもらいたい、どうか。

#### 生活環境部長

今ほど委員から、もう少し頑張れとの厳しい言葉があった。災害から丸5年が経過しながら、明確な方針を出せず大変申しわけなく思っている。ただ、これまではJ Rは鉄道はだめとのかたくなな姿勢であったが、地元の首長たちが頑張っ て地元として最大限の負担をするとの思いをぶつけて、今年度に入って上下分離方式が出てきた経過がある。当初は85億円だったが、単価等が上がって、5年が経過して草がぼうぼうになっていて、どこが線路かわからないところもあるもの、J Rが全て歩いて調査し、復旧に必要な経費を積み上げ直した結果、前回の会議で108億円が示された。

ただ、本会議でも答弁したように、この108億円は決定ではなく、J Rと復旧工法を協議しており、特に最も費用がかかる第8只見川橋梁の工事方法について協議を進めている。懸命に協議を重ね、まずは協議会として年内を目途に鉄道復旧の方針を固めたい。

ただ、方針の決定に当たっては、多額の財源が必要となり税金から復旧費を出すことになるので、結論を出す前に、費用はかかるが復興に向けて計画をつくり地域振興のため頑張っていくことを住民にしっかりと説明し、最終的な方針を決めていきたい。おこなっている、年末に向けて、全力で作業を進めていく。

#### 古市三久委員

部長説明要旨3ページに記載のある地理情報システムの概要と、既にどこかで実施されているのかも含め説明願う。

#### 自然保護課長

G I Sについては、他県でどのように実施されているかはわからないが、本県では今回のモデル事業で初めて実施する。スマートフォンでイノシシの足跡等の痕跡を撮影して場所等を入力すると地図情報にあらわれるが、この事業ではイノシシがいた時間や場所等の行動を分析し、長時間いた場所の近くにわなを設置して、群単位で一括捕獲する実証を行う。先ほど答弁したように、9月末にわなを仕掛け、現在は、近くまで来ており行動を見守っているが、わなにかかった段階で捕獲する。

#### 古市三久委員

数人で地図情報を入力しているのか。依頼を受けた方がスマートフォン等でアップしているのか。

自然保護課長

当初は、役場と地元の猟友会から情報をもらっていたが、新たな場所の痕跡が必要になったため、一部を委託した。先ほど述べたとおり3日間で約60カ所の痕跡を発見し、その近辺にわなを設置した。

古市三久委員

J ヴィレッジ付近の1カ所で実施しているのか。

自然保護課長

既存の予算でモデル的に実施するため、まずは帰還が進んでいる檜葉町で実施している。町からはJ ヴィレッジ近辺で比較的イノシシが出ているとの情報があったため、痕跡情報を追跡してそこにわなを仕掛けている。今回の補正では、さらに4カ所程度で実証するための予算を計上している。

古市三久委員

4カ所はどこになるのか。成果によって拡大していくと思うが、どのように成果を分析するのか。

自然保護課長

まずは避難区域を中心に富岡町、浪江町、田村市、南相馬市で実施し、これから市町村と協議する想定をしている。今回のモデル事業の状況を見ると、成体2頭、子2頭の計4頭がグループで来ているので、今後、群単位の捕獲の効果を検証しながら、うまくいけば、まずは避難区域に拡大していきたい。

古市三久委員

4頭は来ているだけでまだ成果は出ていないと思う。成果が上がらないのに拡大しても仕方がないが、県内で被害に遭っている地域はたくさんあるので、避難区域以外でも実施してはどうか。帰還に向けて避難区域で実施することも一つの方法ではあるが、それ以外の地域でも実施することについては、どうか。

次長（環境共生担当）

G I Sを使ったモデル事業を避難区域で始める理由は、数年間の避難で人の圧力がかからなかったこと等もあって、新たな生態のイノシシがふえているとの専門家の話があったためである。委員指摘のとおり現時点では成果は上がっていないが、これまでのやり方を継続しながら、新たな視点での取り組みも実施し、効果を確認しながら避難地域以外に広げることができれば広げていきたい。

古市三久委員

イノシシについては、そのようにやってほしい。

イノシシと同様にツキノワグマについても、いろいろな方の話や文献によれば、1970年代以降に飛躍的にふえたとされているが、その理由は、先ほど小林委員がJR只見線の問題で質問したように、地方が荒廃したためだと思う。地方創生と言っているのが、財源を捻出してもらいたいが、イノシシやツキノワグマの被害についても、中山間地に人が住まなくなり山が荒廃して、けものと人のすみ分けができなくなったところに問題がある。

この問題にはこっちもさっちもいなくなって、今になって国を挙げた対策をとり始めた。中山間地の全ての住民が都会に住めば問題はないが、実際にはそうはならないので、中山間地等の環境整備に予算をかけて、人が住める状況をつくっていないと、この問題を抜本的に解決することはできないと思う。それをやらないのであれば、中山間地の人を町に集めて暮らすしかない。

ツキノワグマは捕獲して殺処分することになるが、生態系の問題においては、しっかりとすみ分けをし頭数を管理していく必要がある。刈り払いをすとしてしているが、この程度の予算では大差はない。県全体で刈り払いしなければ解決しないと思うが、地域全体が弱体化して、そのようなことができなくなった。全体的にしっかりと予算をかけて人を配置しないとイタチごっこである。来年度予算を含め、しっかりと予算をとって対策してほしいが、どうか。

#### 自然保護課長

今ほど委員から指摘があったとおり、過疎・中山間も含め集落全体で対処していくことが大事である。今回の9月補正では、河川のやぶの刈り払いに係る予算を計上したが、実際には、集落単位の総合的な対策を練っていかねばならないと考えており、今年度は、里山の緩衝帯の整備や落下・未収果実の適正処理、電気柵の設置等の集落単位の取り組みを2、3カ所でモデル的に実施するための予算を計上している。来年度に向けて総合的に事業を実施し、モデル事業の効果を検証しながら拡大していきたい。

#### 古市三久委員

しっかりとやってほしい。

次に、中間貯蔵施設について、先日、大熊、双葉両町に行ってさまざまな話を聞いてきたが、両町から対応がおそい等の話があった。国はことしから110人体制でやっているが、進捗状況に対するの県の考えや評価を尋ねる。

#### 中間貯蔵施設対策室長

地権者に対する国の対応状況については、ことし4月より、県から職員10名を派遣している。国においては、昨年11月に地権者説明の加速化プランを策定し、それに基づいて現在110名体制で地権者説明を進めている。

契約件数としては、昨年10月末現在の14件からことしの8月末現在で300件となっており、少しずつではあるが体制強化の効果があらわれてきていると認識している。ただ、契約面積から見れば、1,600haに対して8月末現在で116haなので一層の加速化が求められる。

引き続き国に対して、地権者へのわかりやすく丁寧な説明と寄り添った対応を求めるとともに、さらなる体制強化を求めていきたい。

#### 古市三久委員

この間、双葉町から資料をもらった。契約済みの面積は、全体面積に対して7.3%の116ha、登記記録人数にして300人と契約したとのことだが、ことしに入ってから300人と契約したのか。

#### 中間貯蔵施設対策室長

300件は、昨年からことしの8月末までの契約件数を積み上げたものである。

#### 古市三久委員

110人体制になってからどの程度ふえたのか。

#### 中間貯蔵施設対策室長

110名体制でなかった3月末までは83件で、4月末が113件、5月末で134件、6月末で162件、7月末で234件、8月末で300件である。

古市三久委員

以前に比べれば、契約件数は多くなっていると思うが、大熊、双葉両町の職員は土地をたくさん所有している方や区長等にもっと積極的に接触したほうがよいと言っていた。年間300人であればあと5年かかるので、大変な状況である。

大熊、双葉両町の住民も地権者と早く話し合っけて契約することを望んでいる。契約や交渉ができる地域の方がいれば、その方に委託したり、さらに人を配置して契約件数をふやす体制づくり等をもっと積極的にやったほうがよいとの話もあった。地元のことがよくわからない環境省の職員を1,000~2,000人ふやしたとしてもなかなか大変である。地元のことをよく知っている人たちに委託する等の体制をつくって用地を確保してほしいとの話もあったので、ぜひ検討してほしいが、どうか。

中間貯蔵施設対策室長

国では区長等を通じて用地交渉をしたほうがよいとの町のアドバイスを踏まえて対応していると聞いている。8月末現在で全面積の約6割に当たる約940haの物件調査が終了し、現在その補償額の算定作業が進められている。算定が終了すれば、あとは地権者の判断になるので、さらに用地交渉が加速すると考える。委員指摘の体制強化については、国に求めている。

古市三久委員

よろしく願う。

次に、8,000 Bq/kg以下の除染廃棄物について、公共事業に使って減容化するとの話があるが、県はどのように考えているか。

中間貯蔵施設対策室長

再生資材の目安を8,000 Bq/kg以下にすることについては、6月に、国の30年以内の県外最終処分に向けた検討会で基本的な考え方が示され、その中で、再生資材として除去土壌の前処理や分級等の物理処理を行ったものを対象として、今後実証事業等を行い、簡易な仕組みや再生利用の基準等を検討し、再生利用に関する安全性の検証や国民理解の醸成に取り組むとされた。

県としては、国民理解を初め安全性の確保が重要であると考えており、実証事業等を含めた国の取り組みについて、専門家の意見を得ながら確認していく。

古市三久委員

今月末から南相馬市で実証事業が始まるが、県ではどのような説明を受けているのか。

中間貯蔵施設対策室長

南相馬市で行われる実証事業の概要や実施場所等の説明については、現在、業者の提案書を審査している状況だと聞いている。仮置き場において除去土壌土のう約1,000袋を破袋して盛り土等に再利用する実証事業を行うことや実証事業後はフレコンバッグに詰めて全て中間貯蔵施設に搬入する等は聞いているが、それ以上の具体的な事業の中身については、まだ説明を受けていない。

古市三久委員

いろいろと問題があり、環境省に質問等をしている人が結構いる。実証事業で大丈夫となれば、県では8,000 Bq/kg以下の汚染土壌を公共事業等に使っていく方向か。

生活環境部長

実証事業後に再利用するとなれば、改めて国民の理解と安全・安心に対するしっかりとした考え方が固まらないと、使えと言っても使えるものではないと感じている。よって、県の基本的なスタンスとしては、まずは現在行われている実証事業の中身や再利用に当たっての国民的な理解をしっかりと確認していく。

古市三久委員

8,000Bq/kg以下の汚染土壌は放射性物質として扱う必要がなくなるのに172年かかると言われている。これからオリンピックがあつて使える状況が出てくるが、東京都では使わないとの話もあり、結果的に本県で使うしかないとの話もある。先ほど部長から、安全・安心や実証事業を見きわめて、国民的な理解が得られないと使えないとの話があつたが……

生活環境部長

使えないのではなく、その方法を確認すると述べた。

古市三久委員

方法を確認するとのことであるが、原子力等規制法で使ってもよいとされているのは100Bq/kg以下である。全てが8,000Bq/kgではないが、8,000Bq/kgはその80倍なので、非常に緩められている。東京ドームの17~18個分、約2,200万tの汚染土壌が発生すると言われており、大熊町の方も30年後に最終処分場ができるのか確認してもらわないと困ると言っていた。その問題があるのでなくしたいのだと思うが、しっかりと確認して問題のない取り扱いをしてほしい。

次に、鉄道駅のバリアフリー化について、先日、いわき市からいろいろと言われた。乗降客が3,000人以上の駅は平成32年度までにバリアフリー化するとのことである。只見線と同様に、金のかかることは民間ではなかなかやらないので、その際は自治体も負担することになるが、本県は乗降客が5,000人以上でなければ負担しないのか。

生活交通課長

鉄道駅のバリアフリー化については、現在、国の制度で、乗降客3,000人以上の駅を対象として、平成23~32年の間に、国、事業者、地元市町村が各3分の1の費用を負担する制度がある。当然、JRが主体になるが、地元は3分の1を負担する。本県では、平成16~22年の間に、先ほどと同じ枠組みで多くの県民が利用する5,000人以上の駅を対象として、市町村負担分の半分を県で助成する制度があつたが、多くの県民が利用する5,000人以上の駅は一通り終わったため、現在休止している。

古市三久委員

バリアフリーは社会の趨勢でしっかりとやっていかなくてはならない問題である。休止しているとのことであるが、3,000人以上の駅の地元負担を県と市で各2分の1負担する仕組みを今後速やかに検討してほしいが、どうか。

生活交通課長

全国的には継続している都道府県もあり、東北地方でも一部の県では継続している。

いずれにせよ駅には歩道橋に段差があるので、エレベーターがないと車椅子の方は不自由であることは、地元の市町村から聞いている。今後、乗降客3,000人以上の駅や地元の意向等を踏まえながら検討していきたい。

高橋秀樹委員

部長説明要旨3ページの川俣町の旧産業廃棄物最終処分場の記載は、山木屋の件だと思うが、現状がイメージできない

ので詳細を説明願う。また、あわせて周りの環境に影響がないのかも説明願う。

#### 産業廃棄物課長

委員指摘の件は、川俣町山木屋地区で旧産業廃棄物最終処分場を運営していた富岡興業（株）の件であるが、この会社は、産業廃棄物処分業許可の取り消しを受けて処分場ができない状態になっている。その後、自力で処分場を維持管理してきたが、東日本大震災でのり面に緩みや変位が見られ、平成24、25年度に、県が代執行でのり面の押さえ盛り土工を行ったものの、降雨等で少しずつ浸食が進み、現状は、のり面の中に10カ所ほどの水みちができて、それがどんどん深く掘られていく状態になっている。我々としては、毎週1回の立入検査で、のり面の状況を確認するとともに、現在も事業者が埋められた廃棄物層を通った雨水（浸出水）を処理して放流しているの、その状況等を確認している。周辺への影響はなく経過を観察している状況である。

#### 高橋秀樹委員

代執行をしたときも施設が不十分だったので、そこに手を加えて盛り土をしたと思っていたが、現在も運用されているのか。

#### 産業廃棄物課長

産業廃棄物処分業の許可は全て取り消されており、処分場としての施設の許可もないので、営業はされていない。ただ、会社としては存続しているので、埋め立てた廃棄物から出てくる水の処理のみ責任を持ってやってもらっている。

#### 高橋秀樹委員

本来、事業者がやらなくてはいけなかった盛り土を県が代執行したが、今回も県がやらなければいけないのか。

#### 産業廃棄物課長

現在、浸食が起きている原因を専門家に検討してもらっており、その結果を聞いた上で、県の対応を考えていく。

#### 吉田栄光委員

各委員から中間貯蔵施設を含め、県政における生活環境部の現在の課題について発言があった。県民は目の前のものを早く持って行ってもらいたいと思っているが、中間貯蔵施設の整備には数年かかる。我が会派の要請で学校の校庭に埋設されているものを、大熊、双葉両町に負担してもらって報告があったとおりにになっているが、ある意味で生活環境部は苦情を聞いているだけになっていて、苦勞をしていると受けとめた。

県民の要請を受けて、早く減容化して中間貯蔵施設に運び込むことを考えれば、先ほど神山委員から指摘があった仮設焼却炉についても課題はあるが、環境基準がクリアできて住民の理解を得て可燃物を減容化できれば、中間貯蔵施設に運ぶのと同様に仮置き場から減っていく。県民の要請と今の仕組みの中で、県としてどれだけ減容化し、中間貯蔵施設に搬入して環境が改善できるのかをもう一度考えてほしい。

100点は取れない。一時負担をしてもらって解消していくことも選択肢の一つかもしれない。何年かかっても策がないものを放置しているだけでは、県民に不安が広がって県政不信につながる。震災から間もなく5年6カ月になるので、我々議会も同じ苦勞をしながら議論をしなければならない場面に来ている。

国の制度見直しはなかなか厳しい状況にある。道路側溝堆積物についても、通常の除染のスキームではなく、違った財源で新たな事業として着手したが、市町村等の団体は、今後、堆積物をどこに運ぶのが大きな課題になる。それらのさまざまな課題が目前にある中で、県民に理解してもらえるのであれば、県は一時泥をかぶり痛い目に遭っても乗り切っ

て、それもしっかりと発信しながら、県民に選択や負担をしてもらい前に進んでいかなければ、フレコンバッグはなかなか処理できない。

高野委員が本会議で質問したリサイクルについては、現在、国で実証事業を行っている。福島市内の屋敷内のフレコンバッグは若干高いものもあるが、 $0.23\mu\text{ Sv/h}$ 以下の低いものが大勢で、高いものと低いものを一緒に危ないと騒いでいたら容易ではなくなる。我々もその基準で判断しながら進んでいかなければならない。本県の現在の窮状の中で、我々もそのような視点を持たなければいけない。県当局もそのような視点を持って前に進んでいかなければ、県民の要請をかなえることはできないのではないか。国と相談し、県民にとって最良の方法で減容化や輸送を進め、他の市町村のものでも線量が低いものであれば、稼働率が低い仮設焼却炉を調整して燃やして減容化していく仕組みを検討する等して、中間貯蔵施設に早く搬入しないとなかなか減らないと思うが、どうか。

生活環境部長

委員の助言に感謝する。環境回復を望む県民の声や期待に応えるためにも、今の仕組みだけではなく新たな仕組みを求めて、最大限知恵を出し、県として市町村を引っ張っていく覚悟を持って部の総力を挙げて取り組んでいく。

## (10月 7日 (金) 企画調整部)

橋本徹委員

企画8ページ、2020東京オリンピック・パラリンピック関連復興推進事業について、国際交流員を雇用することだが、雇用の目的と人数を尋ねる。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

国際交流員の配置については、海外向けに正確な情報を発信するためのイベントやキャンプの誘致に向けた海外の競技団体との交渉業務等での活用を考えており、1名の配置である。

神山悦子委員

Jヴィレッジ復興再整備事業について、今回は施設整備とのことだが、どのような整備を予定しているのか。また、寄附金収入は歳出額と同額だが、フットボール協会からの寄附金でよいか。

エネルギー課長

企画3ページ、Jヴィレッジ復興再整備事業については、Jヴィレッジの復興に向けて、現在、県で全天候型サッカー練習場の整備を進めているが、この費用が約22億円で、そのうち15億円については、スポーツ振興くじtotoの助成金を充当することとしている。残りの7億円については、全国の企業や個人から寄附を募集したいと考えており、ことしの8月から募集を開始し、現在までに受納した2億円を今回計上している。内訳としては、東邦銀行グループと日本サッカー協会から各1億円である。

神山悦子委員

全天候型サッカー練習場の整備にこの寄附金を繰り入れるのか。

エネルギー課長

委員指摘のとおり、募集した7億円のうち今回2億円を計上した。



神山悦子委員

施設はいつごろ完成するのか。

エネルギー課長

東京オリンピック・パラリンピックを目指して、2018年夏に一部再開、2019年4月に全面再開することとしている。全天候型サッカー練習場については、2019年4月に供用開始することとしている。

神山悦子委員

企画4ページ、地域資源を活用した利雪・克雪事業は具体的にどのようなことを実施するのか。

地域振興課長

当事業は、国内外からの観光誘客を図り、本県への人の流れをつくるために、スキー場を中心とした遊休施設等の地域資源を活用した利雪・克雪のモデル事業を展開するものである。モデル地域はFIT地域、裏磐梯地域、奥会津地域の3地域4町村で地域づくり団体に委託したい。主な対象としては、オーストラリア、タイ、台湾等の訪日外国人であるが、国内も対象とし、スキー場を貸し切りにするプライベートグレンデによるスキーやエアボード、ネイチャーツアー、温泉、ワカサギ釣り等を実施することとしている。

このモニタリングの結果を踏まえ、関係機関で構成する利雪研究会を設置し、専門家による助言や事業評価を受けて、事業の再構築を行うなど事業化に向けて取り組んでいく。

神山悦子委員

スキー場は大変な状況が続いているので、その意味で地方創生のモデルづくりなのかもしれないが、この事業はいつまで実施するのか。これが本格的になればよいが、今後の具体的なスケジュールや終着点をどのように考えているのか。

地域振興課長

東北索道協会に22のスキー場が入っており、4町村で3年間の実施を考えている。徐々に広げていき、事業化できるように進めていきたい。

神山悦子委員

企画6ページ、総合行政ネットワーク事業について、マイナンバー関係はずっと整備をしているが、今回の予算は新たに実施するためのものなのか。これまでとの関係を示してほしい。

部参事兼情報政策課長

マイナンバーの利用事務に関しては、平成29年7月から地方公共団体等でデータの連携が始まる。これまではそのシステムを構築しており、今回は、その連結テストに係る経費が国庫補助で認められたため予算を増額するものである。

神山悦子委員

システムの連結の意味がよくわからない。これまで実施してきたこととの関係で詳細を説明願う。

部参事兼情報政策課長

情報連携は国が用意した情報ネットワークシステムを使って行われるが、各都道府県や市町村等で接続するためには、

各団体が一つの宛名システムを構築することになる。ネットワークシステムを通じて、税や社会保障等の個々の業務が他の団体とつながる仕組みになっており、今年度は、団体間のデータ連携のテストをしている。

神山悦子委員

さまざまな団体や市町村等と考えてよいか。

部参事兼情報政策課長

マイナンバー利用事務にかかわる関係団体相互間である。

神山悦子委員

企画6ページ、福島県帰還環境整備交付金基金積立の予算額約28億円の主な内容を説明願う。

避難地域復興課長

今回計上している28億円の内訳は、全部で13事業あり、農林水産部の圃場整備や区画整理事業が8事業、営農再開の環境整備事業が3事業、保健福祉部の認定こども園整備事業が2事業である。

神山悦子委員

事業の内訳に関する資料を提供願う。

山田平四郎委員長

資料の提出は可能か。

避難地域復興課長

可能である。

古市三久委員

企画5ページのチャレンジふくしま再生可能エネルギー普及拡大事業は、部長説明要旨の阿武隈及び沿岸部地域の送電網を整備するための事業可能調査のことだと思うが、どのような内容なのか。

エネルギー課長

チャレンジふくしま再生可能エネルギー普及拡大事業は、部長が冒頭に説明したとおり、阿武隈及び沿岸部地域に送電線を引くために調査を実施するものである。阿武隈及び沿岸部地域には、もともと原発用として使われていた新福島変電所が近くにあるので、送電線をそこまで整備すれば、周辺地域に風力を初め太陽光、小水力等の再生可能エネルギーをさらに導入拡大できると見込んでおり、送電線整備に係る基礎的な調査を実施する経費を計上している。

古市三久委員

阿武隈地域から富岡町にある東京電力の変電所まで送電線を引いて、東京に再生可能エネルギーを送るシステムをつくるための調査と理解してよいか。

エネルギー課長

委員指摘のとおり、今回は、最も効率的で着実に事業が進められる送電線のルートや整備手法を調査する。

古市三久委員

送電線はいつごろまでに整備するのか。また、総体的に阿武隈・沿岸部地域ではどの程度の電力が発電される見込みなのか。

エネルギー課長

この地域の再生可能エネルギーの可能性については、今年度に国が並行して調査することとしており、地域の再生可能エネルギーの需要と供給を見ながら、県で送電線の容量を検討することとなっている。

送電線整備は2020年の一部完工を目標に進めていく。

古市三久委員

各市町村における太陽光発電の設置状況や再生可能エネルギーの発電量等も調査し送電線をつくるのか。  
あるいはおおむねの容量で送電線をつくり、それにどんどん入れていくのか。

エネルギー課長

この地域にどの程度の再生可能エネルギーを導入できるかは、国で可能性調査を進めている。それを踏まえて必要な送電線を整備したい。

古市三久委員

東京電力の送電線を使うので、東京に送るのか。東北電力等の電力会社に送電すること等も含めて考えているのか。

エネルギー課長

送電線は、もともと原発用に使われていた新福島変電所に接続することになるが、そこからどのような事業者が電気を買い取るかは、今後事業者と検討を進めていく。

吉田栄光委員

阿武隈と沿岸部地域で2つの系統があるのか。阿武隈地域は川内村経由で新福島変電所に入ると思うが、沿岸部は違った系統になるのか。また、1事業で調査するのか。それとも2事業で実施するのか。

エネルギー課長

この地域の再生可能エネルギーの導入見込みについては、現在、阿武隈地域で大規模な風力発電が見込まれ、沿岸部でも大規模な風力発電が検討されていることを考慮し、そのあたりを中心に送電線のルートが位置づけられると考えている。いずれにせよ周辺の小さな再生可能エネルギーの可能性もあるので、それらを丁寧に拾える送電線を整備したい。

古市三久委員

東京電力の原発事故に関して、広野町には町の人口の数倍の作業員が居住していて、町ではネットワークをつくり互いに協力していくこととしている。いわき市には被災者1人当たり4万円の特別交付税が来ているが、広野町にも3,000人の外部の方が住んで行政的に大変なので、特別交付税のようなものを国に要請して支援していく必要があると思うが、ど

うか。

#### 避難地域復興課長

いわき市では多くの避難者を受け入れていることに伴って課題が生じ措置されたが、広野町も同様に作業員による影響があるとのことだと思う。

県としては、さまざまな機会を捉えて、どのような影響や課題があるかについて、実態の把握に努め、避難地域復興局としては、引き続き市町村や県の各関係部局と連携し具体的にどのような支援、対策を行うべきか協議し課題の解決に向け取り組んでいく。

#### 古市三久委員

そのように答弁するしかないと理解するが、広野町に限らず、楡葉町や富岡町もこれからそのような状況になる。治安等のさまざまな問題があって、自治体の首長を初め役場の職員はさまざまな面で苦勞をしているので、人的な支援は必要だが、財政的な支援も必ず必要になる。

双葉郡でこれから何十年も廃炉を進めていくためには、双葉郡の方々の協力が必要になるので、どのような支援をするのかは別にして、この問題について早急に検討し、県の関係部局や市町村と協議して実施してほしいが、どうか。

#### 避難地域復興局長

委員指摘の点については、県で広域連携の会議を持っているので、そこで被災町村の現状を共有し意見交換をしながら問題点や解決策を議論していきたい。

#### 神山悦子委員

沿岸部と阿武隈地域の送電線はそれぞれ別の系統で新福島変電所に接続するのか。

#### エネルギー課長

共同送電線についてはことしの調査を踏まえてからになるが、富岡町の新福島変電所から北に延ばしていく送電線と阿武隈方面に延ばしていく送電線を想定している。

#### 神山悦子委員

阿武隈地域では、現在も風力や太陽光発電等をやっているが、沿岸部では別の再生可能エネルギーを展開するのか。

#### エネルギー課長

この地域における再生可能エネルギーの導入の見通しについては、阿武隈と沿岸部地域における風力発電の検討を進めているほか、自治体からは使われていない農地等のメガソーラー等の活用が、また事業者からはあいている土地をソーラー発電や小水力発電等に活用する話がたくさん寄せられている。送電網が脆弱だったために断念してきたものを共同送電線を引いて実現させたいと考えており、容量については今年度調査する。

#### 神山悦子委員

メガソーラーやメガ風力には経済産業省のさまざまな補助等があるようだが、地産地消型の発電に対する支援も必要である。何度も質問をしているが、地産地消型の発電は大きく広がっているようには見えないので、補助の仕組みをより厚くしなければならない。

県補助の仕組みも含め、この地域だけではなく県内全域にどのように地産地消型の発電を広げるのか。

エネルギー課長

避難解除区域等における再生可能エネルギーの導入については、昨年度に国から交付された92億円の補助金を活用して県で補助を行い、県内資本を活用することにより地域に還元する仕組みを導入している。その他の地域についても、通常、固定価格買取制度が適用されると国の補助はないが、企業や事業者、さまざまな団体の再生可能エネルギーの導入に対して、固定価格買取制度の適用にかかわらず県が独自に手厚く補助をしている。

神山悦子委員

住宅用太陽光発電の補助を下げたと思うが、現在ほどのくらいか。また、見直す考えはあるのか。

エネルギー課長

県の住宅用太陽光の補助については、昨年度に1kW当たり3万5,000円から4万円に値上げした。今年度も継続して4万円で実施している。

神山悦子委員

県は地域完結型にも力を入れていく必要がある。大きいものも進めながら、いざというときには地域で賄えるものを日本のモデルになるくらいにやらなければいけない。その意味で、この補助制度を含めさらに取り組みを強化し検討するよう求める。

次に、これに関連して、これまで電力会社は原発の廃炉費用を電力料金に加算していたが、新エネルギーも全て上乗せする検討がされているとの報道がある。本県は、2040年までに再生可能エネルギーを100%にすることを目指しており、本県にとって足かせになると思うので、一言言うべきだと思うが、どうか。

エネルギー課長

現在、経済産業省において東京電力改革・1F問題委員会が開催されており、その中で東京電力の経営改革、今後の損害賠償、除染のあり方等について検討が進められている。福島第一原発の廃炉と原発事故に伴う賠償、除染は当然、東京電力と国の責任においてしっかりと進められるべきと認識している。

また、そのために必要な東京電力の経営改革や電気料金のあり方等も、東京電力と国の責任において取りまとめられるべきと考えている。

それとは別に、県としては、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、これまでも知事から直接経済産業大臣に要求、要望をしてきたが、今後も引き続き強く要望していきたい。

神山悦子委員

原発事故を受けて本県が再生可能エネルギーを推進していく中で、新エネルギーを県民や国民の直接負担とすること等は到底認められないので意見として述べる。

次に、化石燃料との関係について、昨日は環境サイドから質問した。イノベーション・コースト構想に位置づけられた広野町といわき市勿来地区のIGCCの石炭火発が間もなく始められるが、今後のスケジュールを尋ねる。

エネルギー課長

広野町と勿来地区のIGCCの建設計画については、これまで事業者が環境影響評価を実施しおおむね手続は終了して

いる。今後のスケジュールとしては、当面2020年の運転開始に向けて計画が進められると認識している。

#### 神山悦子委員

原発事故の発生以降、安倍政権はエネルギー政策のベストミックスとして原発の再稼働とあわせて石炭開発も進め、その一つにIGCCを入れた。昨年12月にパリ協定が採択され、そろそろ実行される。本県は、世界に先駆けたIGCC技術と言っているが、化石燃料を使った火力発電所の2割弱しか削減できず、地球規模から言えば、世界の流れに逆行している。

したがって、イノベーション・コースト構想に位置づけたことは理解できず、水力、風力、太陽光などの自然エネルギーを中心に再生可能エネルギーをさらに進めるべきである。石炭火発技術を蓄積し30年以上経たからといっても進めるべきではない。この2カ所以外にもIGCCをこれから広げようと考えているのか。

#### エネルギー課長

IGCCの計画は、県内には現在の2カ所以外に新たなものはない。

#### 神山悦子委員

日本大学の取り組みもあるが、地球温暖化に貢献する省エネルギー等も含めて、県としてさらに打ち出す必要があると思うので、意見する。

#### 高野光二委員

農林業の営業損害について、東京電力で年間逸失利益の2倍相当額を賠償するとの考え方が示されたとの説明があり、説明要旨には、「鈴木副知事から国及び東京電力に対して、基本的な考え方として損害が続く限り賠償を継続すること。」等を申し入れたとされている。全員協議会等における東京電力と県議会のこれまでのやりとりでも、東京電力の社長は損害が続く限りしっかりと賠償すると答弁しているが、2年分一括払いが示されたものの、中小企業や商店街の方の請求に対して、東京電力が示したとおりに支払われていないのが現実である。企業や商店街等に対する損害賠償の考え方が、同じ2倍であっても避難指示区域とそれ以外の区域とで異なることはあるにしても、2倍を支払うと言っていたのに、2倍ではなく1年分であったり、場合によってはゼロであったり等の状況が報告されている。

今回、農林業の営業損害が2倍となっているが、これまでの経過からすると全く担保されていない。県は、協議会の一員として、避難者の住居をいち早く確保する意味で、これまで東京電力、国の賠償や住居確保損害の基準の出し方にかかわり、大きな成果を上げてきた。その意味で、賠償に関して、県による国や東京電力への申し入れは非常に重要なので、形だけの申し入れではなく、東京電力の回答に対して、ある程度しっかりと担保をとるべきである。東京電力は前に示したものをやっていない現実があるので、県の立場でしっかりと担保をとることを含めて実施すべきと思うが、どうか。

#### 原子力損害対策課長

農林業の営業損害賠償については、先月21日に東京電力から考え方の素案が示されたが、委員指摘のとおり、昨年の商工業の一括賠償の際も2倍ではなく1倍等の批判があり、今回の素案に対しても懸念を示す意見があった。

今後、東京電力では関係団体等に素案の説明を行うが、それとあわせて、県としてもJAを初めとした各団体に意見を照会し、それをまとめて損害対策協議会としてしかるべき活動を行っていききたい。

#### 高野光二委員

先ほど営業損害賠償の取り組みについて、関係機関と連携して積極的に取り組むとの答弁があった。今回は農林業の営

業損害だが、商工会や中小企業等の営業損害の賠償についても、かなりの部分で被害者が請求している金額に達することなく支払われている。領収書の添付等により支払いが困難だと断られている事業者がたくさんいるようなので、県は、その実態を捉え、農林業の営業損害や原子力事故に関する損害の賠償等に積極的に取り組む必要があると思うが、どうか。

#### 原子力損害対策課長

商工業に係る営業損害賠償については、先ほど答弁したとおり、商工業者から2倍支払われると思っていたものが1倍であった等の批判を受け、ことし3月に商工団体と連携して、東京電力に対してどのような場合に相当因果関係を認めるのかの類型化を求め、相当因果関係を証明する際の証憑についても、中小事業者が提出することは非常に難しいので、個々の事業者を訪問し定性的な要因等を確認しながら、事業者の負担にならないように手続を進めるように申し入れた。それに対して、東京電力からは今後やっていくとの回答を得た。また、ことしの6月には、再度、協議会として要望活動を行った。

今後とも今回の農林業の賠償にかかわらず、商工団体と連携しながら取り組んでいく。

#### 高野光二委員

よろしく願う。一昨日の新聞だったと思うが、損害賠償が打ち切られたことで、企業等の倒産件数が昨年より17件ふえて32件になった。賠償で支えられている中小企業等もあるので、きめ細かに精いっぱい、賠償の問題に取り組んでほしい。

次に、県は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等に向けて、本県から優秀なスポーツ選手を育てていくと思うが、選ばれた子供たちをどのように支援し、また可能性のある選手を育てていくのか。

#### スポーツ課長

能力のある選手の支援については、現在、「ふくしまから世界へ！『ふくしまJアスリート』強化支援事業」を展開し、15～20歳までを対象とした「ふくしま夢アスリート」に加え、21歳以上を対象とした「Jクラスアスリート」にも支援を拡大している。

「ふくしま夢アスリート」育成支援事業は、平成26年度から実施しており、世界で活躍する選手が複数出ている。4年後の東京オリンピックに向けて、今年度より21歳以上の選手にも支援をしている。

#### 高野光二委員

県は、具体的にどのような指導をしているのか。

#### スポーツ課長

具体的には、世界を目指すための心構え等をオリンピックや大学教授等に話してもらったり、県でミーティングを開催したりしている。また、マルチサポート事業による医科学的な支援として、公立藤田総合病院と連携を図りながら、さまざまな身体的機能を検査するメディカルチェック等を行い、どのように競技に取り込むのか等の指導を行っている。

#### 高野光二委員

具体的な支援には、精神的な教育やけが等に対する理化学療法によるメンテナンス等の指導もあると思うが、競技によっては、専門的な組織や競技指導者による技術的な指導が中心になると思う。それに対する支援も行っているのか。

#### スポーツ課長

トップコーチの養成も図っている。2年間指定し、さまざまな中央競技団体等が開催する研修会等に参加させ研さんを

積ませて、県内の選手に還元している。

高野光二委員

例えば、野球ですばらしい選手がいた場合、その選手を指導する組織やコーチ等に対する県の支援はあるのか。

スポーツ課長

トップコーチの養成を図る以外にも「ふくしまスポーツVプロジェクト事業」では、各競技団体が実施する強化合宿等に中央より優秀なアドバイザーコーチを招聘し、能力のある子供たちに最先端の技術やメンタル的な指導等を行っている。

神山悦子委員

高野委員から質問があった損害賠償について、二本松市議会では農林業の損害賠償に関する意見書が全会一致で可決された。その意見書では、平成31年1月以降は、原発事故の風評被害と相当な因果関係がある場合に限るとされたことに対して、JA福島中央会からは「風評被害は長く続く問題で、その対応が必要ではないか」、県畜産振興協会からも「一括で支払った後、本当に個別的にしっかりと賠償してくれるのか心配」などの不安の声が紹介されている。

高野委員も質問したように、既に商工業の営業損害賠償の実態を見ているので、農林業の損害賠償も同じようになるのではないかと危惧するのは当然で、改めてそれを踏まえた対応が求められている。昨年に営業損害の賠償の方針が出された後、請求しても該当しない等と言われているため、ある意味では、今回の素案は2年の終期が示されたのと同じで、個別対応となれば先ほどと同じ話になる。JA中央会では11月ごろまでに意見をまとめると聞いている。

県が間に入って国に要望したと言っているが、素案の段階なので、12月くらいまでに具体的な声を集め、営業損害賠償のように値切られたり、打ち切られたりしないように、新たな対応が強く求められていると思うが、どうか。

原子力損害対策課長

東京電力が素案を示したところ、関係団体からは一括払いのあとは賠償が打ち切られるのではないかといった懸念の声があった。県として具体的にどのように対応するかは未定であるが、JAを初めとした関係団体等の意見を集約し、それを踏まえて、協議会の活動を通じ被害の実情を踏まえた賠償が的確になされるよう東京電力に求めていく。

神山悦子委員

それはいつごろまでに考えているのか。

原子力損害対策課長

時期等については未定である。東京電力では10月中をめどに関係団体を直接訪問して説明することになっているため、県も並行して意見集約等を行いながら、言うべきことをしっかりとやってきたい。

神山悦子委員

農林業の損害賠償の素案が出たので、協議会の全体会を開催してはどうか。全体の認識が一致しないといけないので、再度同じように国と東京電力を呼んで開けばよいと思うが、それも含めて検討したのか。

原子力損害対策課長

原子力損害対策協議会の活動として、どのような形で東京電力に要求、要望をしていくかは決まっていない。まずは意見を集約し、関係団体と協議しながら進めていきたい。



神山悦子委員

東京電力に求めることは当然だが、実際は、国が枠組みを決めている。原子力損害賠償は本来、無過失・無限責任が原則だが、内閣府では、現在、賠償に上限を設ける論議をしている。東京電力を初め各電力会社にこれ以上求めても大変なので、国民への負担を含めて上限を設ける話をしているようだが、筋違いでとんでもない話である。原発事故が起きた場合の費用も想定しなければいけないものを、今になって、原則をねじ曲げて、国民にその費用を含めて責任を負わせようとしている。

県は、それをよく注視して、県民や農業者、商売をしている方の立場を踏まえて対応することがますます求められると思うが、どうか。

原子力損害対策担当理事

県として広域自治体の立場から、言うべきことはしっかりと行っていくべきであるとの意見であるが、これまでもまさにそのつもりでやっている。農林業の問題についても答弁しているとおおり、今後、関係団体から意見を得て、言うべきことをしっかりと行っていきたい。

神山悦子委員

昨日の夕方、好間工業団地内の仮設住宅で火災が発生したニュースを見た。軽微な被害でよかったが、相当ショックだったと思う。報道によれば、小火も含めて火災の発生は3回目とのことだが、仮設住宅への目配りも必要である。これについては、どのような対応をしたのか。

避難者支援課長

まず、被災された方にお見舞いを申し上げる。昨日、火災の通報があった後、いわき地方振興局長と同建設事務所長が現場に向かい、大熊町の町長や職員と協議等をし、まずは町で被災した方の支援を行うと聞いている。本日も振興局と建設事務所の職員が現地にいるが、県としても町の要請に応じて対応すると話している。

神山悦子委員

大熊町の多くは帰還困難区域なので、避難者はすぐに仮設住宅を出ることにはならず、あいているところや希望するところに移れるとの報道があった。町の要望を聞いてとの話もあったが、家電3点セット等も含め全てがなくなったので、形は別にして、すぐに生活できるように手当てや支援をしてほしいが、どうか。

避難者支援課長

委員指摘のとおり、報告によれば、かなりの焼失があったとのことなので、県としてどのような対応ができるのかも含め、庁内や町、現地担当事務所としっかり協議をしていきたい。

神山悦子委員

来年、住宅の無償提供が打ち切られる自主避難者への県営住宅の対応について、自主避難者への戸別訪問で対象者が1万2,000世帯を超えていて、県営住宅を提供できるのは百数十戸だったと思うが、これをどのように見たらよいのか。別なところで対応できるのか。

生活拠点課長

県営住宅の提供戸数は、県北、県中、県南、会津若松で170戸である。他県の公営住宅の確保の状況については、県として他県に要請しており、37都道府県で子ども被災者支援法に基づく優先入居等をしてもらっているほか、東京都や新潟県でも独自の優先枠を設ける等の確保をしてもらっている。

現在、2回目の戸別訪問を実施しており、各種広報で案内しながら進めている。

神山悦子委員

来年4月以降に県営住宅に入った場合、収入に応じて直ちに家賃が発生するが、助成や補助等の軽減策はないのか。

また、山形県では知事が職員公舎を約50戸、1年程度無償で提供する提案をしているが、家賃は発生しないのか。

生活拠点課長

県営住宅等に入居した場合は、入居者の収入に応じて家賃が設定される。収入が低い場合はそれに応じた家賃が設定されるので、当局の家賃補助の対象にはならない。

次に、山形県で考えている職員公舎の提供については、正式に聞いてはいないが、報道では無償とされている。

神山悦子委員

山形県の場合は、無償の間は家賃が発生しないと理解してよいか。

生活拠点課長

委員指摘のとおり、その間は家賃が発生しないと認識している。

神山悦子委員

それは本当にありがたい申し入れである。全国においてもだが、東京都や新潟、埼玉、山形などの近県で優先枠を設けてくれることで、少しは住居が確保される。県では2年間、自主避難者に家賃を助成するとしたが、家賃助成の継続を希望する声はやまない。2年で方向性が決められるかは心配で、戸別訪問では意見や要望が出てくると思う。

戸別訪問による意見や要望等の中間取りまとめのようなものがあつたが、次の取りまとめはいつ出るのか。

生活拠点課長

第2回の戸別訪問は、8月29日から始まり今月中を目途に訪問している。現在実施中のため途中ではあるが、開始してから3週間後の9月16日までに報告があつたものは、訪問対象世帯数の3割弱で27.9%である。避難者の意向としては、来年4月以降の住まいが確定している世帯が33.6%、ある程度決まっている世帯が43.9%で、両者を合わせて77.5%である。これから今月末に向けて戸別訪問を行い、避難者一人一人の話を丁寧に聞いていきたい。

神山悦子委員

戸別訪問でわかつた範囲で3割近くの人が決まっていらないが、回答がない人や会えない人はさらに心配である。それをつかんで、少しでも希望が持てるようにするため、県では何らかの方向性を示していく必要がある。県内はもちろん他県の職員を含めて、改めて丁寧に対応することが問われている。住まいの問題で大変なことがあれば、議会で明らかにして、一緒に考えていかなければならないので、引き続き丁寧に対応し、何が課題なのかを明らかにしてほしい。

本会議で知事に質問をして、県独自の予算で2年分の家賃を助成し、その財源は補償を求めるとのことだが、大丈夫なのか。

生活拠点課長

基金を充当するので、予算は確保している。

古市三久委員

原子力損害対策担当理事の説明要旨に、「損害が続く限り賠償を継続する。」との記載があるが、我々はこれをどのように理解すればよいか。

原子力損害対策担当理事

先ほど説明したものは、あくまで賠償に当たっての基本的な考え方で、これまで協議会では東京電力や国に対して、損害が続く限り賠償を継続すべきであると言ってきた。

先ほどの商工業の質問で、賠償に当たっては、2倍と言っているながら実際は1倍しかもらえていないといった話もあったが、その次に相当因果関係の問題がある。相当因果関係は個別の事例ごとに判断されるので、その中で、東京電力の考えと被害者側の主張がうまくかみ合っていない事例があって課題になっている。それについては、これまでの商工業の事例では、協議会として相当因果関係の確認に当たって簡易な手法で柔軟に実施するように東京電力に求めている。

古市三久委員

今ほど理事が述べたことは技術的な問題である。因果関係を証明するとなったときに、損害が続いている根拠は何かとなる。原発事故が発生して避難したり、さまざまところで商売したり、仮設住宅に入っていて損害が発生している。5年がたったが、県はいつまで損害が発生すると考えているのか。原子力緊急事態宣言は継続していると思うが、どうか。

原子力損害対策担当理事

賠償の終期の話になると思うが、中間指針の中で、営業損害賠償の終期については、事故前と同じまたは同等の営業活動ができるようになった日までとすることが合理的との考え方が示されている一方で、被害者にも損害を回避する措置が期待されるとの記載がされている。何かで終期が明確に示されているわけではないが、指針の考え方にに基づきながら、現状に照らして賠償のあり方を議論していくことになると思う。

古市三久委員

終期は示されておらず、依然として損害は続いているので、技術的に領収書をどうする等の問題はあるにしても、その間は請求し、東京電力は賠償することが基本である。それを国と東京電力にしっかりと求めて、担保をとらないとだめである。実際に避難をしていて、多大な損害をこうむっている。期日が決められていれば、そこまで終わるが、終期が決められておらず、全ての県民は多大な損害をこうむっているの、損害が続く限り東京電力や国に賠償することを約束させなければ、県民はやっていられないのが実態である。

終期は決まっていないので、国や県はしっかりと賠償を果たすように担保させる必要があると思うが、どうか。

原子力損害対策担当理事

これまで知事から原子力損害対策協議会の全体会議や要望の中で、東京電力に対して損害が続く限り賠償は継続されるべきであると事あるごとに述べて、考え方を確認している。これからも引き続き、あらゆる機会にこの原則をしっかりと述べていく。

#### 古市三久委員

言うだけではなく、何かで約束事にしなければだめである。原子力緊急事態宣言は継続中だと思うが、県はどのようになれば解除すべきと考えるのか。

#### 原子力損害対策担当理事

私の立場で適切な答えができるのかはわからないが、福島第一原発の事故が完全に収束し安全が確認される状況になったときだと考える。

#### 古市三久委員

原子力災害の拡大を防止するための応急対策として、緊急事態宣言になっている。それがなくなれば、国は原子力規制委員会と相談して解除することになっている。しかし、依然として緊急事態宣言中なので、被害は継続していることになる。

県は、来年、自主避難者の住宅の無償提供を打ち切るとしているが、緊急事態宣言が継続しているところに帰還させることは極めて理不尽である。緊急事態宣言が解除されていけば、原発は少しはよくなったとなるが、5年6カ月が過ぎても依然として継続中である。いつ解除するのかと質問趣意書を出した人がいるが、国では「わからない」と言っている。避難が継続している中で、自主避難者への住宅の無償提供を打ち切るとしているが、緊急事態宣言が解除されるまで面倒を見るべきである。原発事故がなかったら避難していないので、県はそのことをしっかりと考えてなくてはならない。

年間20mSvなので帰還させていると思うが、平常時は年間1mSvである。原発事故が起きて、緊急事態なので、年間20mSvまで許容して帰還できるとしている。緊急事態宣言を解除すれば年間1mSvになる。裏を返せば、緊急事態宣言を継続させて年間20mSvにして県民を帰還させていることが問題になる可能性がある。

この問題について、答弁を求めても回答はできないと思うので求めないが、県は、本県の現実をしっかりと認識し、避難者や賠償についてしっかりとやらなければ、棄民をしたことになる。30～100年後に本県がどのようなことをしたのか検証されたときに、棄民政策をしたとレッテルを張られない政策をしっかりと実施しなければならない。風化等と言っているが、緊急事態宣言中である。それをしっかりと認識をして、県民に寄り添った賠償や避難者対策をしない限り、さまざまな意味で禍根を残すことになるので、しっかりと実施するよう要望する。

#### 神山悦子委員

古市委員の指摘には同感で、原子力損害対策担当理事の答弁は極めて常識的である。その中で、県は自主避難者への住宅支援を2年間実施する独自の支援策を打ち出したが、その裏づけは、昨年の与党の第5次提言を反映した政府の指針であり、今回の第6次提言を含めて徐々に方向性が決められ、県で対応したと思う。

国の指針に対してはこれまでも指摘してきたが、原発事故後の状態は収束に向かっているとの認識で、避難者に自立を求める文言がちりばめられている。それを踏まえて独自に支援をしようとしているが、各市町村議会からも十分ではないとの意見が出されている。川俣町議会では自主避難者に対する支援の継続を求める意見書が全会一致で可決された。子ども被災者支援法に対してもいろいろとあるが、せめてこの法律に基づいて対応してほしいといった意見が盛り込まれているので、参考にしてほしい。

次に、災害復興公営住宅について、浪江町の津島から福島市に避難をしている方が先週土曜日の原発事故のシンポジウムで、「今でも家族全員が津島から避難したと言えずに本当に苦しい思いをしている。」と発言していた。SPEEDIのデータからわかるように、津島の線量が高いことは誰もが知っているが、どこから避難してきたかを言えないところが原発事故の実態である。県外に行けば、福島県からの避難者だと言えない方がたくさんいる。5～6年たってもまだそのような状況を踏まえて対応しないとイケないと思いながら聞いたが、県当局も、そのような目で賠償や避難者支援を継続し

なければいけない。

先ほど局長から、復興公営住宅は約2,000戸が完成したとの説明があった。これも非常に不十分であるが、現在はどこまでいっているのか。

生活拠点課長

災害復興公営住宅については、平成30年3月までに4,890戸を整備する予定であり、先月末現在で、1,994戸が完成し順次入居を開始している。今後については、今年度末までに累計3,173戸が完成する予定である。

神山悦子委員

ぜひ順次進めてほしい。

郡山市富田町の復興公営住宅の入居者からは、水はけが悪い等で公営住宅にカビが発生したとの話が出ている。土壌に問題があるのかもしれないが、新しい復興公営住宅なのに敷地内や駐輪場に水がたまっているとのことである。

実際に建設をしているのは土木部建築住宅課だと思うが、せっかく仮設住宅から移って長く住むので、同課と連携して、水はけの設備も含めて、これからつくるところにもしっかりと目配りをしてほしいが、どうか。

生活拠点課長

郡山市富田町の復興公営住宅については、訪問した際にその話を聞き、建築住宅課につないだ。要望や意見については、速やかに土木部に伝え対応を求めている。

橋本徹委員

浪江町は、平成29年3月の避難指示解除を目指しており、仮設住宅の入居は30年3月まで延長されたが、復興公営住宅の申し込み期限は29年3月までと記憶している。そのギャップを解消すべきとの声があるが、県の考えを聞く。

生活拠点課長

復興公営住宅の申し込みに関する考え方については、基本的に長期に避難する方を優先に考えている。現在の基準では避難地域が解除されると申し込みができなくなるが、解除されたからといって応急仮設住宅が供与終了になるわけではない。避難元の復興の状況等を見ながら仮設住宅の供与期間を考えていくので、そうならないようにしていきたい。

橋本徹委員

申し込み期限は解除と同時にになるとの説明だと思うが、申し込み期限も延長されるのか。

生活拠点課長

解除されると住宅困難要件がなくなるので、申し込みはできなくなる。例えば、浪江町の解除が延長されると、双葉町や大熊町の残っているところは後ろにずれて、長期に避難している方の住居が確保できなくなるおそれがあるので、そのような基準になっている。

橋本徹委員

原理原則はそうかもしれないが、踏ん切りがつかない町民が多数いると聞いた。要望も含めて柔軟に対応したいが、どうか。

生活拠点課長

それについては今後検討していきたい。

古市三久委員

課長が言っていることもわかるが、現実的にそのようなことはできると思うので、柔軟に対応してほしい。課長の話は、大熊町と双葉町の入居がおくれるので、早く決めなければいけないといった発想だと思うが、それは県や解除する側の都合である。県は県民に寄り添うと常に言っているので、県民や町民の要望に寄り添って、できる限り柔軟にすることが原則である。そうでなければ、入居する人は心配である。タイムラグがある人に対しても、申し込みを受け付ける等をしつかりと決めていかなければいけないと思うので、町民にふぐあいがないように検討するよう要望する。

吉田栄光委員

今、二人の委員から質問があったが、関連して要望する。

公営住宅については、難儀していることは承知している。その受け付け締め切りについても一定程度理解をしているが、各町村でみずから復興公営住宅を建築して、町民への対応策も考えているようである。県の復興公営住宅を希望する方もいるが、故郷に戻って町の復興住宅に入居を希望する方もいるようである。被災者に報いることが行政の立場なので、県が中心となって町と被災者の間に入り調整願う。

神山悦子委員

昨年の6月15日時点における避難指示区域となると檜葉町は9月に解除されているが、対象となるのか。

生活拠点課長

平成27年6月15日時点における避難指示区域なので、それ以降の市町村が該当する。檜葉町は27年9月なので、30年3月まで仮設・借り上げ住宅の供与期間を延長することになる。

神山悦子委員

川内村のようにそれ以前に解除されたところは、対象にならないのか。

生活拠点課長

川内村の一部はことしの6月に解除されているので、そこは平成30年3月までである。それ以外は、来年3月までとなる。

神山悦子委員

募集の時期にはいろいろと区切りがあるが、延長すると募集時期も変わるのか。

生活拠点課長

復興公営住宅の募集は順次実施しており、新規の募集については、8月31日で終了している。市町村の枠はあるが、解除されていないところであれば、再募集に応募できるところはある。

神山悦子委員

川内村のように町や村で用意しているところは確かにあるが、大体いっばいで、それほど枠はなく、つくるかどうかもわからないなど、市町村によって事情が異なる。これまで原発避難者に対する公営住宅は県がつくり、津波や自然災害の

被災者に対する公営住宅は市町村が整備するとしてきたが、それ以外の人は、どのように考えればよいか。

#### 生活拠点課長

県原発用の復興公営住宅については、避難元以外のところで整備している。委員指摘の避難元の住宅については、帰還用の住宅として市町村が整備している。

#### 神山悦子委員

そこは原発避難者を含めて入居できるのか。

#### 避難地域復興課長

避難指示区域の市町村では、町で帰還を促進するための住宅を建設している。例えば、計画中のものも含めて楡葉町では286戸、富岡町では150戸、浪江町では191戸あり、避難元に帰還してもらえるように住居の確保を進めている。

#### 青木稔委員

5年間の集中復興期間が終了し、ことしから復興・創生期間に入ってステージが変わった。それと同時に、これから住宅、生活、損害賠償、インフラ整備の問題が出て、この期間が大事な時期になる。全国的に風化が進み、復興・創生期間が終わる5年後の保証はない。復興庁を中心に県や市町村は頑張っていると思うが、この期間にしっかりした方針を出して、県、市町村、業界、住民、それぞれの立場を集約したスケジュールのようなものが見えないので、県民は不安になっている。

県は市町村の意見を聞きながら、この期間に、ここまでやっていく、国にぶつけてくるといった姿やスケジュールを出せれば、県民は県や市町村の動きが少しは見えて安心すると思う。住宅の打ち切りや補償がなくなるといった不安だけではなく、復興・創生期間の中で問題に取り組んでいくことが出せればと思うが、どうか。

#### 企画調整部長

復興・創生期間の取り組みについては、昨年6月に2020年までの復興・創生期間の財源フレーム等が決定されたが、知事が本会議で発言したように「そうは言っても、年度ごとにしっかりと事業構築をした上で、予算を確保し、特に来年度は大切である。」と考えている。復興・創生期間の枠組みは基本的にできているが、福島はやはり特別なので、ことしの3月11日の東日本大震災からの復興指針の中でも、今後もしっかりと国として取り組むとの話があり、7月31日の復興再生協議会においても、復興大臣から福島は特別でその後もしっかりと取り組むとの話があった。

昨年は、財源フレームと避難地域の将来像の議論もあったが、復興庁は2020年度までの10年間の時限的な組織なので、12市町村の将来像の中でも、2020年までと30～40年先を見据えてしっかりと将来の姿を描いていくときに、復興庁がなくなってどうするのかといった議論もあって、後継組織の議論もしっかりとしていくことになっている。そのような状況なので、福島の復興・創生は2020年で終わるわけではなく、オリンピックの後は知らないと言われないようにしっかりとやっていく必要があると思っている。

ロボットテストフィールドを含めイノベーション・コースト構想についても今年度から本格化し、2020年にある程度の姿を見せるためにも頑張っていくが、浜通りの復興をなし遂げるためにはさらに時間がかかる。その意味で、2020年に向けてさまざまな形で頑張っているが、各年度の到達点等を示しながら、避難地域もこれから避難指示が解除され、少しずつ住民が戻りつつある状況なので、避難している方とも双葉郡や12市町村の将来像についてしっかりと共通理解を図り、まちづくりを進めていくことが必要だと思っている。

復興・創生期間のフレームは約束されているが、今からしっかりと将来に向かって、県民の理解を得ながら、共通認識

のもと進めていきたい。東京都を含めて応援してもらっているが、まだまだ長い時間が必要なので、2020年のオリンピックで終わりにならないように、しっかりと準備を進めていく。

青木稔委員

復興・創生期間を中心に、県は生活費や住宅の問題に頑張って、県民に安心感が出るようなPR等をするよう要望する。



